

## 避難行動要支援者 避難支援制度の案内

「避難行動要支援者名簿 登録同意書」は、避難の支援、安否の確認、平常時からの見守り活動などを行うため、地域自治組織や民生委員などの避難支援等関係者に、皆さまの個人情報を提供することに同意するかどうかの意思確認を行うための同意書です。

よって、この案内の内容を理解したうえで「避難行動要支援者名簿 登録同意書」に必要な事項を記入し、提出してください。

### 避難行動要支援者 避難支援制度の概要

災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力避難が困難な人の名簿をあらかじめ作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる制度です。

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者（地域自治組織、民生委員など）に情報提供し、連携して災害に備えます。

### 【制度全体のイメージ】



### 名簿登録の対象者

災害時に、自力あるいは家族などの支援だけでは避難することが困難で、次の要件に該当する人です。

- ①身体障害者手帳（視覚・聴覚・1級から3級までの肢体不自由）を所持している人
- ②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人
- ③70歳以上の一人暮らし、または世帯員が全員70歳以上の世帯の人
- ④介護保険の要介護3以上の人
- ⑤難病疾病がある人
- ⑥その他避難支援が必要と認められる人

※在宅の人を対象としていますので、施設や病院などに長期入所・入院されている人は対象となりません

## 名簿の登録方法

避難行動要支援者名簿に登録を希望される人は、自身の個人情報を避難支援等関係者へ提供することに同意する必要があります。「避難行動要支援者名簿 登録同意書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で提出してください。なお、希望しない場合も、同意しない旨を記入して「避難行動要支援者名簿 登録同意書」の提出をお願いします。

登録同意書は、市ホームページや各支所福祉担当からも入手できます。

## 個人情報の取扱い

登録された個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、ファクス番号、登録事由、名簿の同意の有無など）は、適正な管理を行い、登録目的以外には使用しません。

ただし、災害発生時などで本人の生命身体に危険がある緊急時では、救助・援助にあたる団体に緊急的に情報を提供する場合があります。

## 留意事項

- ・同意・非同意の意思は、変更の申し出がない限り自動継続とします。変更を希望する場合は、下記の問い合わせ先に連絡してください。
- ・同意された場合、避難支援に関する個別計画（個別避難計画）を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・避難支援は、避難支援等関係者自身・家族などの安全が確保された上で行われることが前提のため、同意書の提出によって、災害時の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、このことで避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うことはありません。

## 避難行動要支援者 避難支援制度 Q & A

Q どうして市が名簿を作成するの？

A 平成26年4月から災害対策基本法によって、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要な人の名簿作成が市町村に義務付けられました。

Q 名簿作成の目的は？

A 東日本大震災で多くの高齢者や障がいのある人が犠牲となったことを教訓に、地域と連携し、災害発生時に実効性のある避難支援が行われることを目的としています。

Q 必ず同意しなければならないの？

A 本人の同意は、名簿を事前に避難支援等関係者に提供するために必要なものです。事前の提供を希望しない場合は、同意していただく必要はありません。

Q 同意したら助けに来てくれるの？

A 避難支援は、避難支援等関係者自身・家族などの安全が確保された上で行われることが前提です。また、避難支援等関係者自身が被災されることなども考えられるため、同意によって必ずしも支援が保証されるものではありません。

### 【問い合わせ先】

廿日市市 福祉保健部 福祉総務課 地域福祉グループ  
電話：0829-30-9151 ファクス：0829-30-9131